

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則 一
- 告 示
 - 建築士法第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を定める件 八
 - 建築士法第十五条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を定める件 二〇
 - 建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を定める件 二〇

規 則

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七号

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則（昭和二十五年福島県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第四条第三項の規定によつて二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による二級建築士免許申請書（以下この条及び次条において単に「免許申請書」という。）

に、次に掲げる書類（法第四条第四項第一号に該当する者及び同項第三号の規定により知事が同項第一号に該当する者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者

にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と第一号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
三 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類
ア 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
イ 法第四条第四項第三号の知事が認める者として別に定める基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
ウ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

四 第一号の二様式による実務の経験を記載した書類（以下この号において「実務経歴書」という。）及び第一号の三様式による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（第十三条第一項第二号において「実務経歴書等」という。）

第一条第三項を削り、同条第二項中「免許申請書」を「前二項の免許申請書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 法第四条第五項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一号様式による免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

第九条の十第三号中「の合格者一覧表」を「に規定する添付書類」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第十一条第一項中「その申請により、当該学科の試験に合格した二級建築士試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）」に、「二回」を「四回の二級建築士試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、三回）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に、「同条第三号に該当する者のうち同条第一号に該当する者に準ずるものとして知事が」を「同条第二号の規定により知事が同項第一号に該当する者と同等以上の知識及び技能を有するものと」に改め、同項第一号ア中「第十五条第一号又は第二号」を「第十五条第一号」に、「当該各号」を「同号」に改め、同号イ中「知事が別に定める法第十五条第三号に該当する者の」を「法第十五条第二号の知事が認める者として別に定める」に改め、同号ウ中「前ア又はイに掲げる者以外の者」を「法第十五条第二号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者（同条第三号に該当する者を除く。）」に、「法第十五条第三号の規定により同条第一号又は第二号」を「同条第一号」に、「認定するに必要な資料となるべき書類」を「証する書類」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 実務経歴書等

第十三条第一項第三号中「六箇月」を「六月」に改める。

第十五条の八第二項中「合格者一覧表」の下に、「第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる書類並びに同条第二項の規定により指定試験機関が定める受験申込書」を加える。

第二十二条第一号中「（入力装置を含む。以下同じ。）」を削る。

第二十三条中「第一条第一項」を「第一条第一項及び第二項」に、「及び第七条第一項」を「並びに第七条第一項」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第1条関係)

二級建築士免許申請書
木造

〔記入上の注意〕数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、試験欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

福 島 県 収入証紙
消印しないでください。

私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。

私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

福島県知事

氏 名
(署 名)

氏 名	生年月日	年 月 日	写 真 1 縦4.5cm、横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入して のりで貼り付けてくだ さい。 2 貼付した写真は、免 許証に転写されます。	
本 籍	性別	男 □ 女 □		
現 住 所	〒 電話			
試 験	二級建築士試験に合格した年 年			
	合格証書 日 付	年 月 日	合格証書 番 号	第 号
登録申請 区 分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴及び実務 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>			
1 学歴のみ により申請 する場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
2 学歴及び 実務により 申請する場 合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験 期間の合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
3 実務のみ により申請 する場合	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
4 建築設備 士により申 請する場合	建築設備士登録番号・登録年月日			
	第 号 ・ 年 月 日			
5 建築士法 第4条第5 項により申 請する場合	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 <div style="text-align: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></div> あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日 年 月 日				
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 <div style="text-align: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></div> あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日 年 月 日				
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <div style="text-align: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></div> 取り消されたことがあればその年月日 年 月 日				
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 <div style="text-align: right;">ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></div> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで				
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 <div style="text-align: right;">はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/></div>				
※審査					
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号	

第一号様式の次に次の二様式を加える。

第1号の2様式（第1条関係）

実務経歴書

〔記入上の注意〕 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、これまでの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、^{二級}木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
 私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

福島県知事 氏名-----
(自署)

勤務先等

勤務先（部課名まで）	所在地（番地まで）	在職期間の合計	
		期 間	年月数
		年 月～ 年 月	年 月

在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）
期 間	年月数		

建築実務の詳細	建築実務経験期間の合計
	年 月

1	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			期 間	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			

2	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			期 間	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			

3	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			期 間	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			

※経由機関記載欄	※登録機関記載欄
----------	----------

第1号の3様式（第1条関係）

実務経歴証明書

年 月 日

福島県知事

証明者

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した^{二級}木造建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- ^{二級}木造は該当する方を○で囲むこと。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 虚偽の証明を行つた場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となる場合がある。

第四号様式を次のように改める。
第四号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（次項において「二級建築士試験等」という。）に合格した者に対する改正後の福島県建築士法施行細則第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験等のうちいずれかの二級建築士試験等の学科の試験に合格した者に対する改正後の福島県建築士法施行規則第十一条の規定の適用については、なお従前の例による。

（建築指導課）

告 示

福島県告示第百三三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号の規定による福島県知事が同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、令和二年三月一日から施行する。
令和二年二月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、同表の下欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	年 数
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第七百四十九号。以下「第七百四十九号告示」という。）の第一号又は第二号に規定する科目（以下「第一号指定科目」という。）。この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。	一年

建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第七百五十号。以下「第七百五十号告示」という。）の第一号又は第二号に規定する科目（以下「第二号指定科目」という。）

第一号指定科目

〇年

第一号指定科目。この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。

一年

第二号指定科目

二年

第二号指定科目。この場合において、第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。

三年

学校教育法による高等学校又は中等教育学校

備考 中欄に掲げる科目の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例によるものとし、同法による高等学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十三年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発短期大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、

同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校	修業年限	科目		経験年数
		一年	二年	
学校 学校教育法による高等学校 若しくは中等教育学校又は 旧中等学校令（昭和十八年 勅令第三十六号）による中 等学校	二年	第一号指定科目	第一号指定科目。この場合 において、第七百四十九号 告示第一各号中「四十単位」 とあるのは、「三十単位」 と読み替えるものとする。	一年
		第二号指定科目	第二号指定科目。この場合 において、第七百五十号告 示第一各号中「二十単位」 とあるのは、「十五単位」 と読み替えるものとする。	二年
学校 学校教育法による中学校又は 義務教育学校	二年	第一号指定科目	第一号指定科目。この場合 において、第七百五十号告 示第一各号中「二十単位」 とあるのは、「十単位」と 読み替えるものとする。	三年
		第二号指定科目	第二号指定科目。この場合 において、第七百五十号告 示第一各号中「二十単位」 とあるのは、「十単位」と 読み替えるものとする。	四年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校	修業年限	科目		経験年数
		一年	二年	
学校 学校教育法による高等学校 若しくは中等教育学校又は 旧中等学校令による中等学 校	三年	第一号指定科目	第一号指定科目。この場合 において、第七百四十九号 告示第一各号中「四十単位」 とあるのは、「三十単位」 と読み替えるものとする。	一年
		第二号指定科目	第二号指定科目。この場合 において、第七百五十号告 示第一各号中「二十単位」 とあるのは、「十五単位」 と読み替えるものとする。	二年
学校 学校教育法による中学校又は 義務教育学校	三年	第一号指定科目	第一号指定科目。この場合 において、第七百五十号告 示第一各号中「二十単位」 とあるのは、「十単位」と 読み替えるものとする。	二年
		第二号指定科目	第二号指定科目。この場合 において、第七百五十号告 示第一各号中「二十単位」 とあるのは、「十単位」と 読み替えるものとする。	三年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下この号及び次号において「平成十八年改正法施行日」という。）前に二級建築士試験の受験資格を定める件（昭和五十三年福島県告示第五百十七号）第一号から第八号まで。（以下この号及び次号において「昭和五十三年告示第一号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和五十三年告示第一号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成十八年改正法施行日以後に平成十八年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和五十三年告示第一号等に定める年数以上を有することとなるもの

六 平成十八年改正法施行日前から引き続き昭和五十三年告示第一号等に掲げる課程に在学する者で、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和五十三年告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の

知識及び技能を有すると認める者

(建築指導課)

福島県告示第百四号

建築士法第十五条第一号又は第二号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者を定める件(平成二十年福島県告示第八百号)は、令和二年二月二十九日限り、廃止する。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(建築指導課)

福島県告示第百五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第二号の規定による福島県知事が同条第一号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、令和二年三月一日から施行する。

令和二年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の下欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

学 校	科 目	年 数
防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年国土交通省告示第七百五十三号。以下「第一第一号又は第一二号に規定する科目(以下「指定科目」という。)	〇年
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校又は中等教育学校	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	一年

備考 中欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の趣旨

に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修 業 年 限	科 目	経 験 年 数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	一年	指定科目	〇年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	二年	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	一年
	一年	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。	

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校			修業年限	科目	経験年数
学校教育法による高等学校 若しくは中等教育学校又は 旧中等学校令による中等学 校 学校教育法による中学校又は 義務教育学校			一年	指定科目	〇年
一年	二年	三年	指定科目	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。	〇年
一年	二年	二年	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。	一年	二年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（次号において「平成十八年改正法施行日」という。）前に二級建築士試験の受験資格を定める件（昭和五十三年福島県告示第五百十七号）第一号から第八号まで（次号において「昭和五十三年告示第一号等」という。）に掲げる課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業したもの

六 平成十八年改正法施行日から引き続き昭和五十三年告示第一号等に掲げる課程に在学する者で、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業したもの
 七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めると認める者

（建築指導課）